

令和7年度第2回松江市地域公共交通運賃協議会開催までの経過

松江市地域公共交通運賃協議会事務局

(松江市まちづくり部交通政策課)

経過

・令和6年

5月29日 「公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム」立ち上げ
⇒官民連携で公共交通全体のあり方を検討

・12月9日 一畑バス・松江市交通局の連携協定締結

・令和7年

7月28日 第7回公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム
⇒運賃改定・路線再編について議論

・9月24日 第3回松江市公共交通利用促進市民会議

第8回公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム
⇒松江地区乗合バス事業共同運行計画素案等について議論

・10月6日～11月4日 運賃協議会開催前のパブリックコメント

資料公開場所：市ホームページ、本庁・支所行政資料コーナー、
交通政策課

意見提出者数：4名

意見等項目数：11項目

意見概要：別紙のとおり

・11月14日 第2回松江市地域公共交通運賃協議会

その他、公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチームの部会である路線バスワーキング（一畑バス・松江市交通局・交通政策課）を複数回開催し、議論を深めた。

道路運送法 9条4項 概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、[第一項及び前項](#)の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ことにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
⇒本日開催の運賃協議会が該当

道路運送法 9条5項 概要

市町村又都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

⇒松江市公共交通利用促進市民会議や公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチームでの議論、運賃協議会開催前のパブリックコメントが該当